

小瀬川河川整備アドバイザーミーティング 公開規定

(目的)

第1条 本規定は、小瀬川河川整備アドバイザーミーティング（以下「会議」という。）規約第6条に基づき、会議の公開方法等を定めるものである。

(会議開催の周知)

第2条 会議の開催については、記者発表を行うとともに、国土交通省中国地方整備局及び太田川河川事務所ホームページ（以下「HP」という。）により一般に周知する。

(会議の公開)

第3条 会議は原則公開とし、傍聴に必要な事項は別途定める。

- 2 会議で委員に配布される資料は、貴重な生物種の存在状況を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、原則としてすべての資料を公表する。
- 3 会議の議事録は、意見及び質問、事務局の回答及び対応から構成される要旨とし、HPにて公表する。なお、発言者の氏名は記載しないものとする。

(その他)

第4条 この規定の変更やこの規定に定め無き事項については、会議で定める。

附則

(施行期日)

この規定は令和2年2月19日から施行する。